

都筑区区民活動補助要綱に規定する補助対象費用の経費項目の取り扱いについて

都筑区区民活動補助要綱に規定する補助対象費用の経費項目の内容及び範囲については、次のように取り扱います。

経費項目	補助の対象とする経費	補助対象とみなされない主な例	備考
謝 金	外部の講師・指導者・協力者等に活動協力や会議出席へのお礼など団体構成員以外の者に対する謝礼のために必要な経費	①内部構成員（役員含む）や実行委員会メンバー等への謝礼 など	1 回当たりの謝金単価は補助対象とする上限を2万円までとする。
旅 費	外部の講師・指導者が活動場所又は会議開催場所までに要する交通費及び宿泊費の実費に相当する経費	①実費交通費以外の旅費（日当等） ②宿泊時の食事費 ③参加者に対する交通費及び宿泊費 など	1 泊当たりの宿泊費が2万円を超える場合及び海外からの渡航旅費は、必要理由により個別に判断する。
会 議 費	外部の講師、指導者等との会議時の簡素な茶菓代に要する経費	①団体構成員のみの会議 ②会議時の食事代・食材費、酒類 ③パーティーに要する経費 など	当該会議に係る出席簿及び議事内容等の資料を備えておくこと。
印刷製本費	募集案内、広報ポスター、プログラム、活動資料等作成のためのコピー費、冊子の作成等参加者の活動に必要な印刷物の印刷及び製本に要する経費	①団体所有の印刷機を使用して印刷を行う場合 ②参加記念誌的な活動記録文集 ③定期的に発行する機関紙等作成のための印刷製本費 など	印刷部数は、募集人員及び参加者数に応じ適正な数量を印刷すること。
通信運搬費	募集案内、広報ポスター、プログラム、活動資料等の郵送に必要な切手代又は宅配料、活動場所までの資材等の配送に必要な運搬費及び高速代等に係る経費	①団体が設置又は所有している電話・FAXの電話料 ②テレホンカード購入費 など ③団体構成員のみの会議や定例会の連絡費・メール費など	都筑区民活動補助の申請書類等に係る通信費は計上しないこと。
保 険 料	外部の講師・指導者等に係る傷害保険及び団体が加入する賠償責任保険料、事業実施に必要な保険料	①参加者または団体が負担できる保険料 ②事業と直接関係があると確認できないもの（年間保険料など） など	
消 耗 品 費	募集案内、広報ポスター、プログラム、活動資料、報告書等作成のための印刷用紙代に要する経費（活動終了後に参加者の所有物となる消耗品を除く）。その事業に使用する消耗経費。	①個人所有物として継続的に使用するもの（軍手・カッターなど） ②余興的経費（参加記念品・パーティー・花火など） ③参加者負担とすべきもの（食事費・食材費・活動終了後に参加者の所有物となる材料費など） ④団体が日常的に使用するもの（筆記用具など） ⑤その他（活動記録の保存を目的としたフィルム購入費など）	単価1万円未満の消耗品は、積算内訳を省略することが出来る。ただし、品名を付記されていることを必要とする。
会 場 費	会議や事業当日のための会場借り上げに必要な経費	①事務所の開設経費など団体運営のための経常的な経費 ②団体自らが設置し管理する会場・施設を利用する場合の施設使用料 ③練習やリハーサルなど団体のスキルアップに利用される経費	
対象外経費	補助対象とみなさない経費のその他の例 資産又は不動産となりうる備品購入費 航空運賃の特別料金や新幹線等のグリーン車特別料金等有償配布する成果品等の作成経費（印刷代、複写代） 表彰関係経費（トロフィー、賞品代など） などのほか、検討会が補助対象外経費と判断した経費で区長が補助対象外経費と認めた経費	計上できない経費 活動中に発生した事故又は災害処理のための経費 その他、補助活動経費に直接必要がないと区長が認めた経費	